

# 第1章 計画の基本的な趣旨



## 1. 計画策定の背景と趣旨

本市においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、子育て・子育て支援策を具体的に推進する行動計画として、平成 17 年度から平成 26 年度までの「東大阪市次世代育成支援行動計画」を策定し、家庭・地域・企業そして行政が協働して、子育て・子育て環境づくりを推進してきました。そして市として「子どもの権利を守る社会づくり」「地域における子育て支援の充実」「子どものすこやかな成長及び発達支援」「子育てを支援する生活環境の整備」を施策の基本方向として、子育てに関する支援施策を具体的に推進してきました。

「東大阪市次世代育成支援行動計画」に関する施策を押し進めた結果、この 10 年の間に地域の子育てに関する支援に広がりが出てきました。例えば、保育所・保育園の開設や子育て支援センターやつどいの広場の設置、また地域連携会議などの定着によって地域の子育て支援のネットワークを拡充してきました。児童虐待の防止に関しても東大阪市要保護児童対策地域協議会の設置や東大阪市子どもを虐待から守る条例の制定や、組織として子ども見守り課の立ち上げなどを行ってきました。子どものすこやかな成長と発達の支援に関してはこどもの発達支援ネットワークの協議会の立ち上げや発達障害\*に関する相談の強化、特別支援教育\*の推進などを図ってきました。

このように本市では「東大阪市次世代育成支援行動計画」によってサービスに広がりが見られるようになったものの、少子化傾向に歯止めがきかない状態は依然として続き、また待機児童の解消には至っていません。増加する児童虐待、地域で孤立する家庭の問題など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境になお課題が残っています。

一方、国においては少子化社会対策基本法等に基づき、総合的な子ども・子育て支援施策が講じられてきましたが、平成 24 年 8 月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、「子ども・子育て支援法」の制定のほか、各種の法が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。そして、次世代育成支援対策推進法については少子化の流れが変わったとまでは言えないとの判断から、引き続き期限を区切った集中的・計画的な対策の推進・強化のため、法の有効期限を 10 年間延長する等の改正が図られました。

少子高齢化が叫ばれて久しく、人口減少、少子化問題によりやうやく危機感を強めた国では日本創成会議・人口減少問題検討分科会での報告「ストップ少子化・地方元気戦略」をまとめ具体化が進められようとしています。

ただ、少子化問題を解決するためには、単に子育て支援策の拡充、それも待機児童の解消やいわゆる就学前の在宅の子育て支援の拡充だけでは、子どもを生み育てることのリスク、負担感の解消になりません。

少子化対策には、①若年層の雇用対策、②ワーク・ライフ・バランスの浸透、③社会保障としての子どもにかかる手当ての拡充、④社会保障としての現物給付（教育・保育施設、在宅子育て支援などのサービスの拡充）の 4 本を柱としたトータルな施策展開が不可欠です。

国においても平成 25 年 6 月によりやうやく「子どもの貧困対策の推進に関する法律\*」が成立しました。いわゆる「貧困の連鎖」「貧困の再生産」をいかにして断ち切るか、子どもたちの可能性の芽を摘まぬ社会をどのように築き上げていくのが喫緊の課題となっています。

次世代育成支援行動計画では、妊娠、出産、就学前の子育て、保育所・保育園、幼稚園、そして学齢期を経て就職にいたるトータルな子どもの成長の環境整備を目指すものです。そうした地域や社会での仕組みが整うことで、子どもを生み育てることのリスク、負担感の解消となり「ストップ少子化・地方元気」につながっていきます。

例えば、子どもへの教育に無関心な家庭に育つ子どもたちの高校中退の問題や不登校、引きこもりやニートなど子どもたちへの支援やその家庭への支援が問われています。そうした若者層への支援の取り組みを早急に進めなければなりません。

このような国の動向や市の実態を受けて、本市では東大阪市次世代育成支援行動計画を見直し次世代育成支援対策推進法の改正に基づく施策を推進することとします。次世代育成支援対策推進法に基づく本計画ではこれからの10年間に総合的に取り組む子育て支援を策定します。従来の保育サービスや子育て支援事業の推進については恒久法である「子ども・子育て支援法」に基づく東大阪市子ども・子育て支援事業計画\*へと引き継ぎ、今後は両計画が相まって、より手厚い次世代育成支援を推進していくこととします。



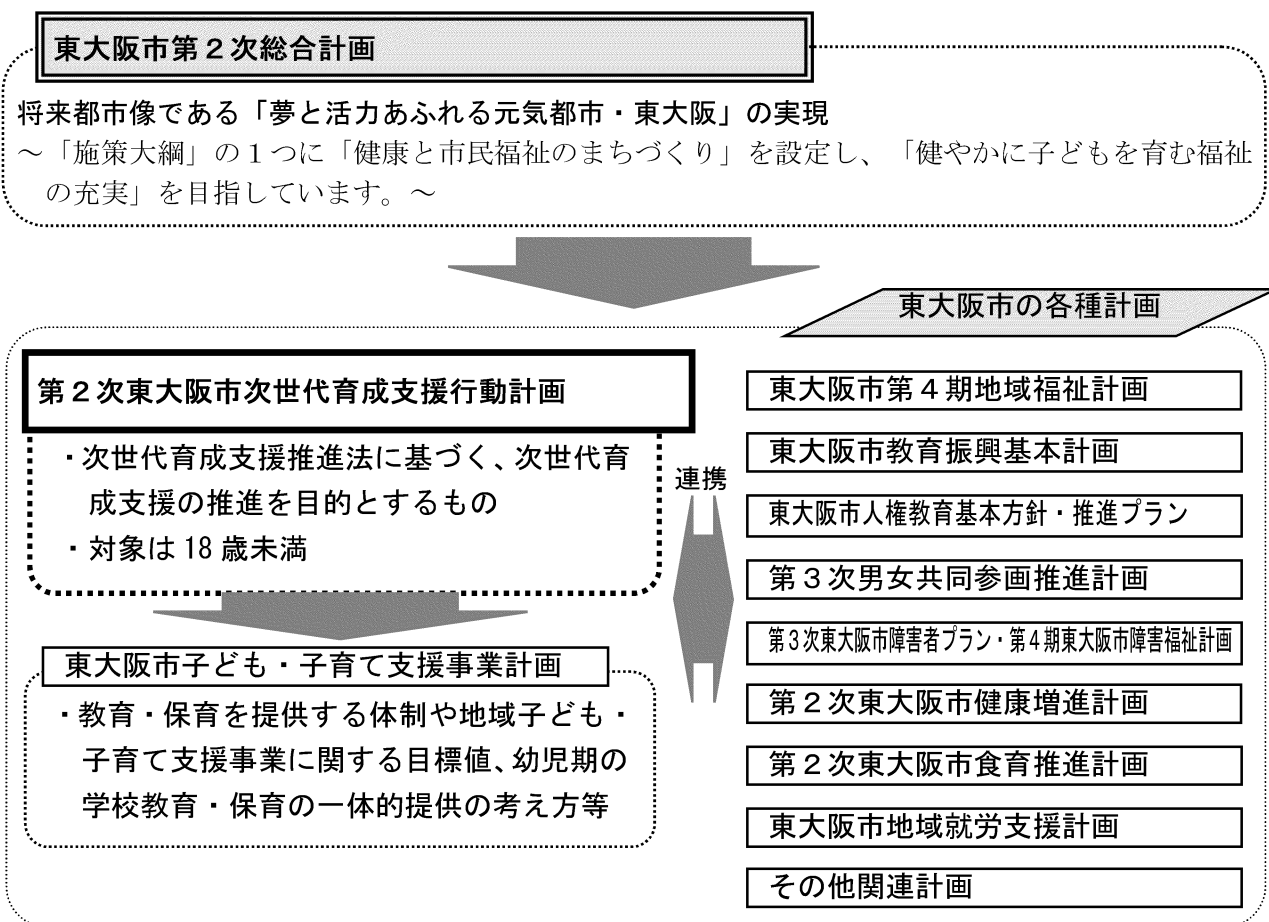
## 2. 計画の役割と位置づけ

東大阪市第2次総合計画を最上位の計画とします。

「次世代育成支援推進法」（平成26年4月一部改正の公布、平成36年度までの時限立法）に基づく任意計画です。東大阪市子ども・子育て支援事業計画\*の上位計画として、少子化の抜本対策を含む次世代育成支援の推進について理念的な部分を扱うものです。

次世代育成支援対策の中核たる保育サービスや子育て支援事業等については、従来、本計画の中で目標事業量を定めることとされてきましたが、平成24年8月の「子ども・子育て支援法」の制定によって、このような定量的整備目標は、同法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」に記載されることになり、同法の制定に伴う関係整備法の一つとして次世代育成支援推進法が改正され、法に基づく次世代育成支援行動計画等の策定義務が任意化されるなどの規定整備が行われました。

東大阪市第4期地域福祉計画、東大阪市教育振興基本計画、東大阪市人権教育基本方針・推進プラン、第3次男女共同参画推進計画、第3次東大阪市障害者プラン・第4期東大阪市障害福祉計画、第2次東大阪市健康増進計画、第2次東大阪市食育推進計画\*などの関連計画との整合性に留意して策定します。



### 3. 計画策定の体制

#### (1) 学識経験者、関係機関代表等からなる委員会での検討

東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において本計画についての検討を行いました。

#### (2) 庁内組織

本計画を策定するにあたり、保健・医療・福祉・教育・雇用など庁内関係機関の相互の連携を図るため、東大阪市福祉推進委員会の委員・幹事との協議を行いました。

#### (3) パブリックコメントの実施

市民に計画策定に関する情報を広く提供するとともに、市民の意見を幅広く聴取し、反映させるためにパブリックコメントを実施しました。

### 4. 計画対象

この計画は、すべての子どもとその家庭、地域、企業、行政等すべての個人および団体が対象です。なお、この計画において「子ども」とは、概ね18歳未満とします。

### 5. 計画期間

平成27年度から平成36年度までの「第2次東大阪市次世代育成支援行動計画」の前期計画として策定します。

前期計画である本計画の計画期間は平成27年度から平成31年度までとします。

22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
東大阪市次世代育成支援行動計画 後期計画					第2次東大阪市次世代育成支援行動計画 前期計画									
					子ども・子育て支援事業計画									